

町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成１８年１０月町田市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項に後段として次のように加える。

この場合において、法第２５２条の３６第２項の条例で定める会計年度は、毎会計年度とする。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(包括外部監査契約に基づく監査) 第2条 市は、法第252条の27第2項の包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。 <u>この場合において、法第252条の36第2項の条例で定める会計年度は、毎会計年度とする。</u> 2 略	(包括外部監査契約に基づく監査) 第2条 市は、法第252条の27第2項の包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。 2 略